



## はじめに

近年、急速に進行する少子化は、社会経済全体をはじめ、子どもたちを取り巻く社会環境にも多くの影響を与えています。

昨今、新聞やテレビ等により、連日のように、子どもを取り巻く厳しい状況が報道されています。その中で、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくなく、保育ニーズの多様化も進んでいます。一方、子育てを社会全体で支援していくための前向きな動きもみられます。国や地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築するということが時代の要請であり、社会の役割となっています。

国では平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、市町村において新たな子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられました。この3法の趣旨には、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものとされています。

このような背景のもと、市においても、安曇野市次世代育成支援行動計画等の実績をふまえ、市における子育て支援施策の具体的かつ総合的な計画として、地域や関係機関、行政の綿密な連携を図り、安心・安全な環境の中で、支え合いながら、それぞれの将来の夢を紡ぐことができる道標として、「安曇野市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

策定にあたりましては、子育てをしているご家庭に対するアンケート調査などにより、貴重なご意見を頂き、集約した上で、安曇野市子ども・子育て会議でご協議をいただきました。

結びに、アンケート調査などで貴重なご意見を賜りました市民の皆さま、計画策定にご尽力いただきました、安曇野市子ども・子育て会議の皆さま、関係者の方々に厚く御礼を申し上げます。

平成27年3月

安曇野市長 **宮沢宗弘**

# 目次

## 第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景	1
2 計画の性格と位置づけ	2
3 計画期間	3
4 策定体制	3
(1) 安曇野市子ども・子育て会議	3
(2) 実態・要望等の把握～ニーズ調査の実施～	3
(3) その他	3

## 第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1 人口・世帯等の推移	4
(1) 人口・世帯	4
(2) 人口動態	6
(3) 世帯の状況	6
(4) 就業の状況	7
2 教育・保育等の状況	8

## 第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念	9
2 取組の方向性及び事業項目	10
計画1 教育・保育提供区域	10
計画2 量の見込み・確保方策の決定	10
(1) 「幼児期の教育・保育」に関する量の見込み・確保方策	11
(2) 「地域子ども・子育て支援事業」に関する量の見込み・確保方策	13
3 人口推計	14

## 第4章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定	15
2 「幼児期の教育・保育」について	15

<b>3 「地域子ども・子育て支援事業」について</b>	18
(1) 妊婦健康診査	18
(2) 乳児家庭全戸訪問事業	19
(3) 地域子育て支援拠点事業	20
(4) 延長保育事業	21
(5) 一時預かり及び幼稚園の預かり保育	22
(6) 病児・病後児保育事業	23
(7) ファミリー・サポート・センター事業	24
(8) 放課後児童クラブ事業	25
(9) 利用者支援事業	26
(10) 養育支援訪問事業	27
(11) 子育て短期支援事業	28
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	29
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	29
<b>4 「子ども・子育て関連のその他事業」に関する方針等</b>	30
(1) 安全な妊娠・出産への支援	30
(2) 乳幼児と母親への健康支援	31
(3) 学校教育の充実	32
(4) 児童虐待への対応といじめ・不登校対策等の充実	33
(5) 家庭教育の充実と青少年の健全育成	34
(6) 子どもの安全を守るまちづくり	35
(7) 障がい児支援の充実	35
(8) 経済的支援の充実	36
(9) ひとり親家庭への支援	37

## 参考資料

1 用語の説明	38
2 ニーズ調査結果	40
3 安曇野市子ども・子育て支援事業計画策定の経過	48
4 安曇野市子ども・子育て会議条例	49
5 安曇野市子ども・子育て会議委員名簿	51



## 1 計画策定の背景

急速な少子化や核家族化の進行、保護者の就労環境の変化に伴う保育ニーズの多様化など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況の中、本市では合併前の平成17年3月に、旧5町村（豊科町、穂高町、三郷村、堀金村、明科町）が共同で「次世代育成支援行動計画・前期計画（平成17～21年度）」を、平成22年には「次世代育成支援行動計画（後期行動計画）」を策定し、次代を担う子どもたちの育成を支援するために様々な事業を展開してきました。

さらに、国では、子どもの生育環境を保障し、子ども子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を整備しました。これにより、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から実施されることとなりました。

この新制度においては、市町村が子ども・子育て支援の実施主体の役割を担うとともに、子ども・子育て支援事業計画を策定し、平成27年度以降に各施策を推進していくこととなります。

そのため、これまでの「次世代育成支援行動計画」に基づく取組を踏まえつつ、子育てや保育ニーズの調査を行い、需要や要望を把握した上で、地域の実情を踏まえた子ども・子育て支援事業計画をここに策定するものです。

## 2 計画の性格と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本市の子ども・子育て支援に関わる基本的方向や事業の概要を明らかにし、子どもや子育て支援対策の総合的かつ計画的な推進を図るものです。

なお、本計画の策定にあたっては、上位計画となる「第1次安曇野市総合計画」をはじめ、教育・福祉やまちづくり等の各種関連計画との整合性を保つとともに、ニーズ調査や子ども・子育て会議をはじめ、広くご意見をお聞きして策定をするものです。

### ◆◆◆「子ども・子育て関連3法」とは…

- ①子ども・子育て支援法
- ②認定こども園法の一部を改正する法律
- ③関係法律の整備等に関する法律

の3法からなり、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図るために制定されたものです。

### ◆◆◆ 子ども・子育て支援新制度のポイント

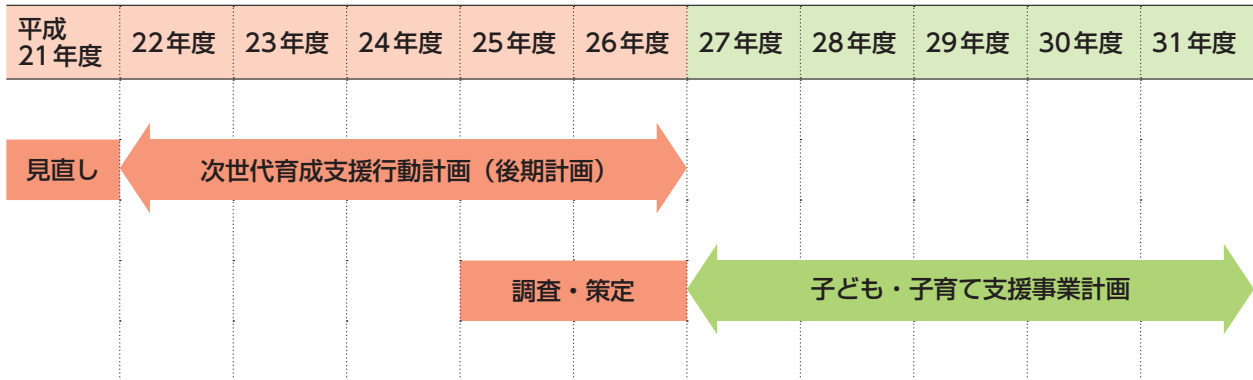
- 認定こども園制度の改善
  - ・幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- 認定こども園、幼稚園、保育所等を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- 地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）
- 基礎自治体（市町村）が実施主体
  - ・市町村が地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- 社会全体による費用負担
  - ・消費税の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
- 子ども・子育て会議の設置
  - ・有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援事業者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与（市町村等における設置は努力義務）

### 3 計画期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間の期間とします。

なお、今後の社会情勢等の変化により、必要に応じて見直すこととします。

#### ◆◆◆ 計画の期間



### 4 策定体制

#### (1) 安曇野市子ども・子育て会議

平成27年4月に施行となる、子ども・子育て支援に関する新たな制度のもとでの事業計画の策定・進捗管理などについて、保護者の方や子ども・子育て支援の関係者などのご意見をうかがい、本市の実情を踏まえた施策の推進につなげていくことを目的としています。

委員は、学識経験者、子ども関係団体の代表、教育・保育の関係者、子どもの保護者などにより構成されています。

#### (2) 実態・要望等の把握～ニーズ調査の実施～

子育て世帯や子どもの生活実態や要望等を把握するため、平成25年度に就学前児童（保護者）を対象とした子ども・子育てに関するニーズ調査を実施しました。

※調査概要等については、P38以降の「参考資料」に掲載

#### (3) その他

市民からの意見募集（パブリックコメント）の実施や広報など、幅広い周知、公表に努めています。

# 第2章

## 子ども・子育てを取り巻く状況

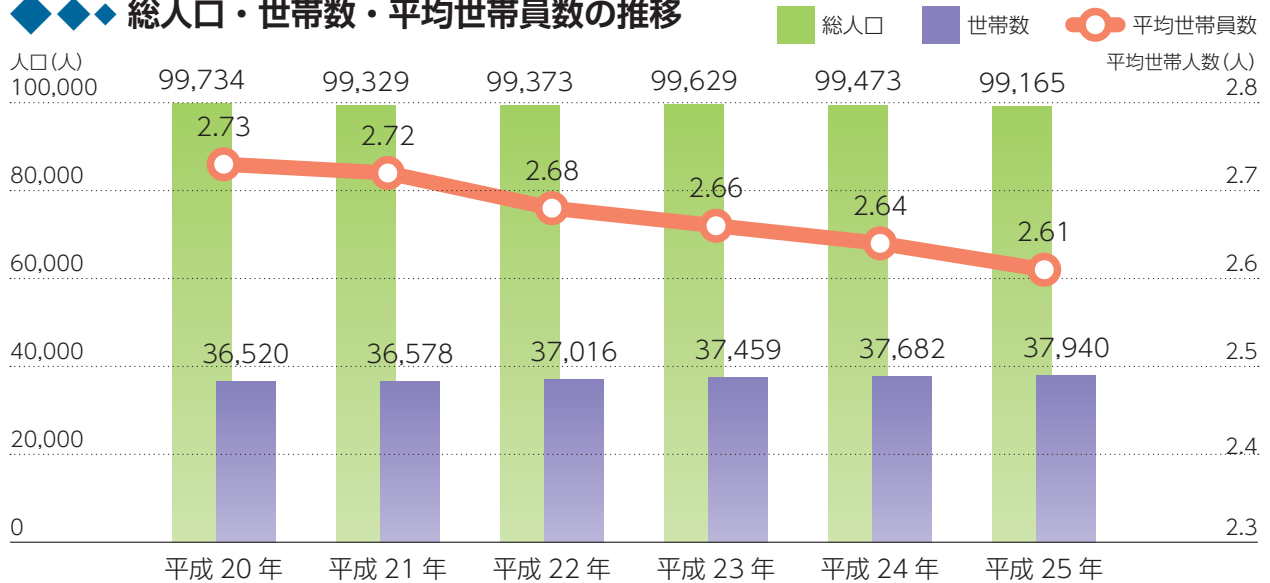
### 1 人口・世帯等の推移

#### (1) 人口・世帯

本市の人口は近年、おおむね横ばい、または緩やかな減少傾向で推移しています。

一方、世帯数は増加傾向にあります。世帯を構成する平均人数は緩やかな減少を続けています。

#### ◆◆◆ 総人口・世帯数・平均世帯員数の推移



	総人口	世帯数	平均世帯員数
平成 15 年	94,970	32,183	2.95
平成 16 年	95,539	32,609	2.93
平成 17 年	98,922	35,087	2.82
平成 18 年	99,196	35,550	2.79
平成 19 年	99,588	36,172	2.75
平成 20 年	99,734	36,520	2.73
平成 21 年	99,329	36,578	2.72
平成 22 年	99,373	37,016	2.68
平成 23 年	99,629	37,459	2.66
平成 24 年	99,473	37,682	2.64
平成 25 年	99,165	37,940	2.61

資料：住民基本台帳（外国人を含む）（各年 10 月 1 日現在） [単位：人]

人口を年齢別に見ると、年少（0～14歳）人口割合と生産年齢（15～64歳）人口割合が減少し、老年（65歳以上）人口割合が増加していることから、少子高齢化は確実に進んでいます。



◆◆◆ 年齢3区分別人口の推移

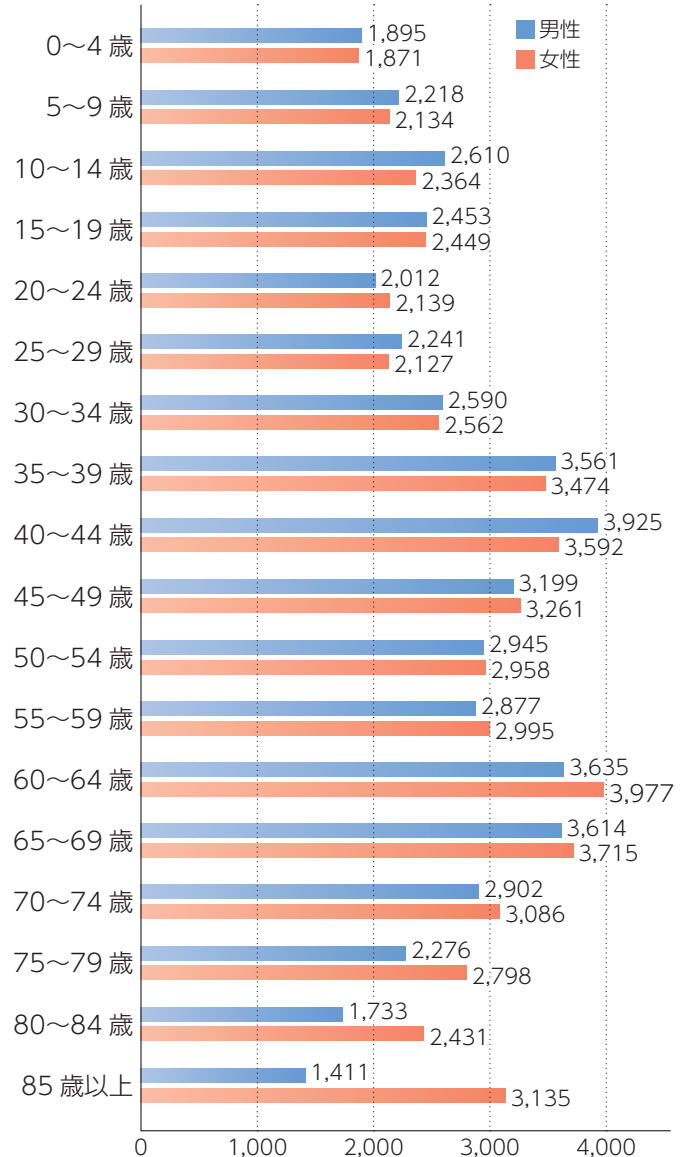
		0～14歳	15～64歳	65歳以上
実数 [単位：人]	平成15年	13,810	60,096	21,058
	平成20年	14,025	61,970	23,739
	平成25年	13,092	58,972	27,101
構成比	平成15年	14.5%	63.3%	22.2%
	平成20年	14.1%	62.1%	23.8%
	平成25年	13.2%	59.5%	27.3%

資料：住民基本台帳（外国人を含む）（各年10月1日現在）

◆◆◆ 男女別5歳階級別人口（平成25年10月1日）

[単位：人]

	男性	女性
0～4歳	1,895	1,871
5～9歳	2,218	2,134
10～14歳	2,610	2,364
15～19歳	2,453	2,449
20～24歳	2,012	2,139
25～29歳	2,241	2,127
30～34歳	2,590	2,562
35～39歳	3,561	3,474
40～44歳	3,925	3,592
45～49歳	3,199	3,261
50～54歳	2,945	2,958
55～59歳	2,877	2,995
60～64歳	3,635	3,977
65～69歳	3,614	3,715
70～74歳	2,902	3,086
75～79歳	2,276	2,798
80～84歳	1,733	2,431
85歳以上	1,411	3,135



資料：住民基本台帳（外国人を含む）

## (2) 人口動態

本市の人口動態（人口増減の内訳）をみると、自然動態（出生・死亡）については、死亡数が出生数を上回る自然減が続き、社会動態（転入・転出）については、年ごとに社会増、あるいは社会減となっている状況があらわれています。少子化により自然減が続く一方、転入・転出はその時々での経済状況や開発動向等にも影響を受けるものであり、今後もこうした傾向が続いていくことも想定されます。

### ◆◆◆ 人口動態

[単位：人]

	自然動態			社会動態			合計
	出生数	死亡数	自然増減	転入数	転出数	社会増減	
平成20年	752	920	-168	3,295	3,229	66	-102
平成21年	712	964	-252	3,029	3,227	-198	-450
平成22年	796	963	-167	3,036	3,735	-699	-866
平成23年	713	1,001	-288	3,197	2,773	424	136
平成24年	671	935	-264	3,354	3,115	239	-25
平成25年	663	1,022	-359	3,324	3,307	17	-342

資料：住民基本台帳

## (3) 世帯の状況

世帯数全体のうち、2世代による核家族世帯の占める割合は6割近くとなっています。また、18歳未満の子どもがいる世帯は3割近く、6歳未満の子どもがいる世帯は1割程度となっています。

※一般世帯：総世帯から病院の入院者など施設入所している世帯を除いた世帯

### ◆◆◆ 世帯の状況①

		総世帯	一般世帯	核家族世帯	3世代世帯
実数 [単位：人]	平成17年	32,743	32,699	18,709	5,404
	平成22年	34,185	34,096	20,074	4,683
構成比	平成17年	—	100.0%	57.2%	16.5%
	平成22年	—	100.0%	58.9%	13.7%

資料：国勢調査

### ◆◆◆ 世帯の状況②

		一般世帯	18歳未満の子どもがいる世帯	6歳未満の子どもがいる世帯
実数 [単位：人]	平成17年	32,699	9,489	3,918
	平成22年	34,096	9,449	3,669
構成比	平成17年	100.0%	29.0%	12.0%
	平成22年	100.0%	27.7%	10.8%

資料：国勢調査

#### (4) 就業の状況

就業者数を産業別にみると、第3次産業の占める割合が6割程度と最も多く、特に女性においてその傾向が顕著となっています。

- ※第1次産業：農林業・林業など
- 第2次産業：製造業、建築業、工業など
- 第3次産業：小売業、製造業、サービス業など

#### ◆◆◆ 産業分類別就業者数

		総数	男性	女性
実数 [単位：人]	総数	49,401	27,677	21,724
	第1次産業	4,281	2,485	1,796
	第2次産業	13,713	9,655	4,058
	第3次産業	28,647	13,985	14,662
	分類不能	2,760	1,552	1,208
構成比	総数	100.0%	100.0%	100.0%
	第1次産業	8.7%	9.0%	8.3%
	第2次産業	27.8%	34.9%	18.7%
	第3次産業	58.0%	50.5%	67.5%
	分類不能	5.6%	5.6%	5.6%

資料：平成22年国勢調査



## 2 教育・保育等の状況

本市における教育・保育に関する事業の実施状況については、次のとおりとなっています。(各年4月1日現在)

### ◆◆◆ 市内保育園児数の推移

[単位：人]

	合計	3歳未満児	3歳児	4歳児	5歳児
平成21年	2,297	222	526	743	806
平成22年	2,318	266	576	723	753
平成23年	2,342	276	566	755	745
平成24年	2,341	271	578	717	775
平成25年	2,292	332	529	709	722
平成26年	2,350	341	633	659	717

### ◆◆◆ 延長・一時預かり・土曜保育の状況

[単位：人]

	長時間保育	一時預かり保育	土曜保育
平成21年	584	15	18
平成22年	647	20	28
平成23年	602	33	24
平成24年	620	34	36
平成25年	646	50	26
平成26年	701	41	20

### ◆◆◆ 市内幼稚園児数の推移 [単位：人]

	園児数
平成21年	134
平成22年	124
平成23年	112
平成24年	119
平成25年	130
平成26年	125

### ◆◆◆ 児童クラブ登録人数の推移 [単位：人]

	登録者数
平成21年	451
平成22年	587
平成23年	654
平成24年	757
平成25年	769
平成26年	771

### 1 基本理念

#### 穏やかに暮らせるまちの形成 ～安心を支えるまち

本計画の根拠法である「子ども・子育て支援法」に基づき、子ども・子育て支援については、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭が教育・保育の原点となることが大切です。その上で、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要であり、そのための環境形成に取り組む必要があります。

こうしたことから、本計画の基本理念は、子ども・子育て支援の環境づくりを幅広い観点から進めるため、上位計画である総合計画や、既往計画である次世代育成支援行動計画における考え方を踏まえ、「**穏やかに暮らせるまちの形成～安心を支えるまち**」とし、子どもや子育てを取り巻く環境が穏やかに、かつ安心できるものとして育んでいくことを目指します。

#### ◆◆◆「第1次安曇野市総合計画」

本市の最上位計画である、「第1次安曇野市総合計画」では、「北アルプスに生まれ、共に響き合う田園産業都市 安曇野」を将来都市像としています。

そのなかで、子ども・子育て関連については次のような項目に位置づけ、主な施策を示しています。

##### 【参考】子ども子育て関連の項目

第2章 穏やかに暮らせるまちの形成  
第3節 安心を支えるまち  
1 子育て支援の充実

〈主な施策〉

- 出産・育児に対する支援の推進
- 保育施策の充実
- 児童福祉サービスの充実
- 相談事業の充実

## 2

# 取組の方向性及び事業項目

前章における基本理念などを踏まえ、本計画（次章）では、次のような取組の方向性や具体的な事業名などを位置づけ、記載します。

## 計画1 教育・保育提供区域

本計画では、安曇野市の地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を設定します。

教育・保育提供区域とは、子育て支援法第61条第2項に基づき、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備状況等を総合的に勘案して設定する区域です。

## 計画2 量の見込み・確保方策の決定

子ども・子育て支援新制度に基づき実施する事業について、量の見込み（需要）や事業量の確保（供給）に関する方針を示します。

その規模については、平成25年度に実施したニーズ調査（アンケート）や、今後の人口推移の動向、これまでの関連事業の実施状況などを踏まえ定めています。

なお、こうした規模は、新制度に基づく事業を開始する前の段階として想定するものであり、必ずしも想定のとおり推移しない場合も考えられます。

そのため、需要動向に注視しながら、必要な事業量の見極めや、供給体制の確保などについて柔軟に取り組んでいくものとします。

なお、本計画において取り上げる事業区分や、それぞれの考え方は次のとおりです。

### ◆◆◆ 子ども・子育て新制度に基づき位置づけられる事業区分

事業区分	内容
1. 「幼児期の教育・保育」に関する量の見込み・確保方策	子ども・子育て支援の中核となる、「教育・保育」の提供環境について、想定します。 幼稚園や保育所といった施設をはじめ、保育サービス等について、年齢区分や認定区分ごとに、毎年の動向を見込みます。
2. 「地域子ども・子育て支援事業」に関する量の見込み・確保方策	子ども・子育て支援に主要な役割を果たす関連事業について、事業ごとに毎年の動向を見込みます。

(1) 「幼児期の教育・保育」に関する量の見込み・確保方策

幼児期の教育・保育に関しては、次のような保育認定区分のもと、量の見込みや確保方策を設定します。

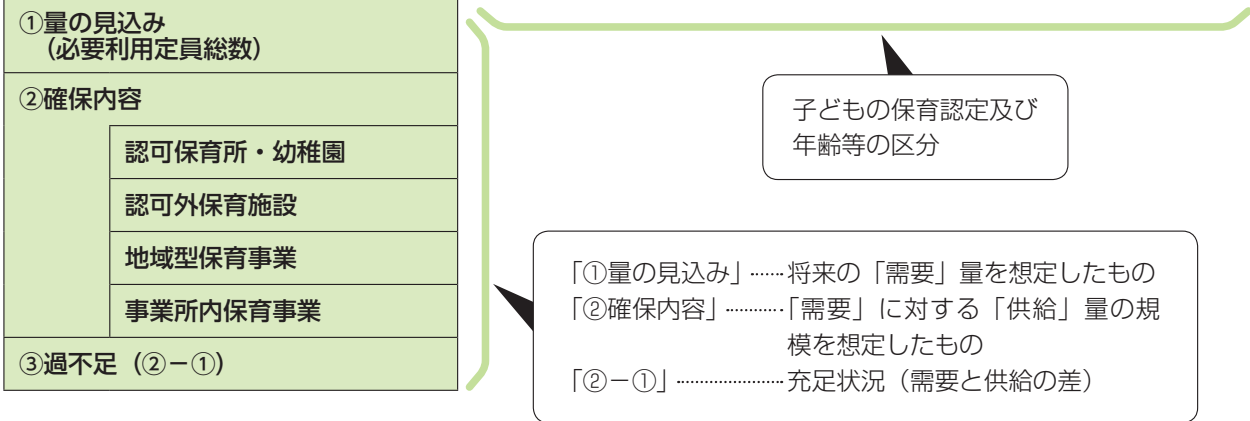
◆◆◆「幼児期の教育・保育」を利用する子どもに関する3つの認定区分と対象施設

認定区分	給付の対象	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
〈1号認定〉 満3歳以上、かつ小学校就学前で、2号認定以外の子ども	・教育標準時間 (教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となります。)	・幼稚園 ・認定こども園
〈2号認定〉 満3歳以上、かつ小学校就学前で、保護者の労働または疾病その他の事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども	・保育短時間 ・保育標準時間	・保育所 ・認定こども園
〈3号認定〉 満3歳未満で、保護者の労働または疾病その他の事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども	・保育短時間 ・保育標準時間	・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育事業等

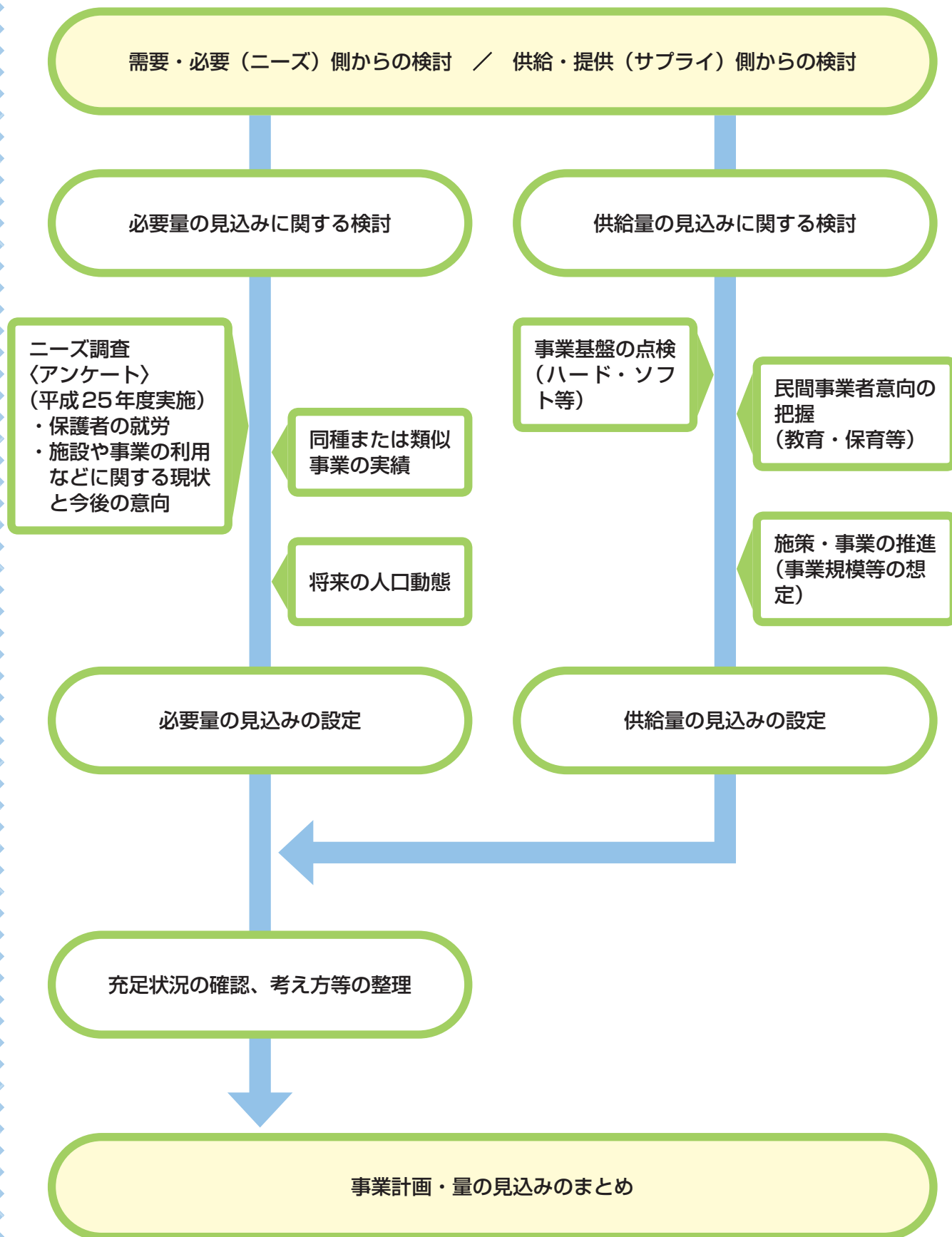
注) 幼稚園については、事業者の運営意向によって、これまで通り認定を受けずに利用することも可能となっています。

◆◆◆ 事業計画における表の構成 (量の見込みと確保方策に関する表)

項目	認定区分	1号	2号		3号	
	保育の必要性	なし	あり		あり	
	年齢区分	3～5歳 教育のみ	3～5歳 幼稚園利用	3～5歳 保育利用	1・2歳	0歳



## ◆◆◆ 量の見込み等、設定の流れ





## (2) 「地域子ども・子育て支援事業」に関する量の見込み・確保方策

「地域子ども・子育て支援事業」としては、次表にあるような法定13事業が位置づけられています。「(1) 幼児期の教育・保育」と同様に、量の見込みや確保方策を設定します。

### ◆◆◆ 地域子ども・子育て支援事業の概要

法定事業名	本市における事業名	種別			
		相談支援	訪問系	通所系	その他
妊婦健康診査	妊婦健康診査				○
乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業		○		
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	○			
延長保育事業	延長保育事業			○	
一時預かり及び幼稚園の預かり保育	一時預かり事業			○	
病児・病後児保育事業	—————			○	
ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センター事業			○	
放課後児童クラブ	放課後児童クラブ			○	
利用者支援事業	—————	○			
養育支援訪問事業	養育支援訪問事業		○		
子育て短期支援事業	子育て支援ショートステイ事業			○	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	—————				○
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	—————				○

## 3

## 人口推計

本計画における施策・事業等を検討するにあたり、その前提となる人口規模については、計画期間内における子どもの推計人口として次のように想定しています。

[単位：人]

年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	696	690	680	669	658
1歳	726	717	710	700	688
2歳	701	737	727	720	710
3歳	764	713	749	740	732
4歳	840	775	722	759	749
5歳	770	845	779	726	763
6歳	839	784	859	793	739
7歳	851	842	786	862	795
8歳	896	856	847	791	867
9歳	892	906	865	856	800
10歳	914	896	910	869	860
11歳	957	916	898	911	870

資料：第一次安曇野市総合計画 後期基本計画等

### 1 教育・保育提供区域の設定

本市においては、都市規模や地域の環境、交通条件等を踏まえ、全市を**1区域**とします。

### 2 「幼児期の教育・保育」について

〈所管課：子ども支援課、学校教育課〉

#### 【基本的認識】

幼児期の教育・保育が人間形成に重要な役割を果たすことから、すべての子どもが発達段階に応じた幼児期の教育・保育を受けることができるよう、ニーズに即した教育・保育の実施体制を整備するとともに、質の向上を図る必要があります。

#### 【量の見込み】

##### 1年目（平成27年度）

\* 施設については、現状施設の利用とし、3～5歳において確保内容を上回る定員（▲印）については、「特例給付」として認可保育所で対応します。

[単位：人]

項目	認定区分	1号		2号		3号	
	保育の必要性	なし		あり		あり	
	年齢区分	3～5歳 教育のみ	3～5歳 幼稚園利用	3～5歳 保育利用	1・2歳	0歳	
①量の見込み		656	6	1,712	439	75	
②確保内容（受入施設）							
	認可保育所・幼稚園	194	6	1,612	389	55	
	認可外保育施設	0	0	70	30	10	
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	
	事業所内保育事業	0	0	30	20	10	
③過不足（②－①）		▲462	0	0	0	0	

## 2年目（平成28年度）

\* 3～5歳において、確保内容（受入施設）を上回る定員（▲印）については、前年同様、特例給付として認可保育所に対応します。

[単位：人]

項目	認定区分	1号		2号		3号	
	保育の必要性	なし		あり		あり	
	年齢区分	3～5歳 教育のみ	3～5歳 幼稚園利用	3～5歳 保育利用	1・2歳	0歳	
①量の見込み		646	6	1,681	447	75	
②確保内容（受入施設）							
	認可保育所・幼稚園	194	6	1,581	397	55	
	認可外保育施設	0	0	70	30	10	
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	
	事業所内保育事業	0	0	30	20	10	
③過不足（②－①）		▲452	0	0	0	0	

## 3年目（平成29年度）

\* 公立保育所の一部認定こども園化により、量の見込み値に対し、全園児分の確保（下記受入施設での対応）が可能

[単位：人]

項目	認定区分	1号		2号		3号	
	保育の必要性	なし		あり		あり	
	年齢区分	3～5歳 教育のみ	3～5歳 幼稚園利用	3～5歳 保育利用	1・2歳	0歳	
①量の見込み		622	6	1,622	442	73	
②確保内容（受入施設）							
	認可保育所・幼稚園	622	6	1,522	392	53	
	認可外保育施設	0	0	70	30	10	
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	
	事業所内保育事業	0	0	30	20	10	
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0	

## 4年目（平成30年度）

\* 全園児分の確保（下記受入施設での対応）が可能

[単位：人]

項目	認定区分	1号		2号		3号	
	保育の必要性	なし		あり		あり	
	年齢区分	3～5歳 教育のみ	3～5歳 幼稚園利用	3～5歳 保育利用	1・2歳	0歳	
①量の見込み		616	6	1,603	437	74	
②確保内容（受入施設）							
	認可保育所・幼稚園	616	6	1,503	387	54	
	認可外保育施設	0	0	70	30	10	
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	
	事業所内保育事業	0	0	30	20	10	
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0	

## 5年目（平成31年度）

\*全園児分の確保（下記受入施設での対応）が可能

[単位：人]

項目	認定区分	1号		2号		3号	
	保育の必要性	なし		あり		あり	
	年齢区分	3～5歳 教育のみ		3～5歳 幼稚園利用	3～5歳 保育利用	1・2歳	0歳
①量の見込み		620		6	1,618	431	71
②確保内容（受入施設）							
認可保育所・幼稚園		620		6	1,518	381	51
認可外保育施設		0		0	70	30	10
地域型保育事業		0		0	0	0	0
事業所内保育事業		0		0	30	20	10
③過不足（②－①）		0		0	0	0	0

### 【確保内容】

- 1年目・2年目においては、現状施設の利用とし、3～5歳において確保内容を上回る定員については、「特例給付」として認可保育所で対応します。
- 認定こども園については、事業者動向等も勘案しながら、その設置促進に努め、平成29年に公立保育所を中心に、一部認定こども園化を進めます。

### 【取組の方向】

- ① 教育・保育内容の充実
  - ・認定こども園の普及に努め、就学前教育の充実を図ります。
  - ・教育・保育に携わる職員の専門性や資質の向上を図るため、必要な研修等を実施するほか、研修会等への参加を促進します。
  - ・教育・保育サービス利用者に対する情報提供の充実を図ります。
  - ・サービス利用者等からの苦情に対する、客観的かつ適切な対応体制の確立を進めます。
  - ・教育・保育サービスの質や量について、公正かつ適切な評価制度の研究を進めます。
  - ・心身に障がいのある子ども等、教育・保育を受けるために支援が必要な子どもについて、子ども発達支援相談室やその他の支援機関等と連携を図り、必要な支援を行います。
- ② 教育・保育環境の充実
  - ・幼稚園、保育所の施設及び設備の充実を図るとともに、認定こども園の普及に努めます。
  - ・地域型保育事業の普及に努め、事業者に対して必要な支援を行います。
  - ・就学前教育の充実に努めます。
- ③ 利用者等への支援
  - ・すべての子どもが発達段階に応じた幼児期の教育・保育を受けることができるよう、サービス利用者の負担軽減を図るとともに、多様な教育・保育の実施主体やその利用者へ支援を行います。

### 3

## 「地域子ども・子育て支援事業」について

### (1) 妊婦健康診査

〈所管課：健康推進課〉

#### 【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦健康診査に対する公費助成を行います。妊娠届出時に妊婦一般健康診査受診票（妊婦健診14回分）を交付する事業です。

#### 【基本的認識】

妊娠時から出産、産後の時期は、大きな喜びと同時に不安や悩みも多様化し増大しています。安心して出産ができるよう、母子保健サービスの提供と産科医療体制の確保が重要な課題となっています。

#### 【量の見込み】

平成27～31年度の5か年間にわたる量の見込み等については、次のように想定します。

[単位：回]

項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	8,282	8,211	8,092	7,961	7,830
②確保内容	8,282	8,211	8,092	7,961	7,830
③過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

#### 【確保内容】

各年度の量の見込み数に応じ、今後も継続して事業を実施していきます。

#### 【取組の方向】

- ・妊婦に対し、妊娠届出時に妊婦一般健康診査受診票を交付し、定期的な健診を促します。
- ・妊婦の健康診査については県の医師会等に委託しており、県内の産科医療機関等で受診することができます。また、県外の医療機関での受診も可能となっています。

## (2) 乳児家庭全戸訪問事業

〈所管課：健康推進課〉

### 【事業概要】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、育児に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

### 【基本的認識】

母子保健サービスにおける健康診査、訪問指導、相談の充実など、母と子の健康支援に努める必要があります。また、核家族世帯の増加にともない、育児の孤立化が進んでいることから、育児についての知識や技術の習得、体験する機会の提供などを充実する必要があります。そのほか、親の生活習慣が子どもに大きな影響を与えるという観点から、親自身の健康づくりへの支援も重要になっています。

### 【量の見込み】

平成27～31年度の5か年間にわたる量の見込み等については、次のように想定します。

[単位：回／年間]

項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	696	690	680	669	658
②確保内容	696	690	680	669	658
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

### 【確保内容】

各年度の量の見込み数に応じ、今後も継続して事業を実施していきます。

### 【取組の方向】

出産後できるだけ早期に家庭訪問を実施し、母子の健康状況や養育環境などの把握を行うとともに、保健指導および育児に関する情報の提供を行い、母親の育児不安の軽減を図ります。また、里帰り出産へも訪問が行えるよう、他市町村への依頼を行います。

### (3) 地域子育て支援拠点事業

〈所管課：子ども支援課〉

#### 【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

#### 【基本的認識】

近年、経済的な困窮や長時間労働、働く母親の増加、家族数の減少、育児の孤立化などにより、保護者同士や家族間のコミュニケーションが少なくなり、精神的なストレスが増大しています。そこで、育児中の親同士の仲間づくりの促進や、地域での育児情報等の交流、育児に対する不安・悩みの軽減を図る必要があります。

#### 【量の見込み】

平成27～31年度の5か年間にわたる量の見込み等については、次のように想定します。

[単位：人／年間]

項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	12,341	12,463	12,306	12,144	11,952
②確保内容	12,341	12,463	12,306	12,144	11,952
③過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

#### 【確保内容】

子育て支援拠点事業として現在市内9児童館で実施している「キッズパーク」を継続して実施していきます。《0歳、1歳、2歳親子 各30組で年間69回の実施》

#### 【取組の方向】

育児の孤立化をなくすため、母親同士の交流機会を充実します。

また、「キッズパーク」を通じて、子育て支援員から保護者の方へ、親としての心構えや、子どもの成長過程において必要なことを伝える等、子育て支援を今後も継続します。



## (4) 延長保育事業

〈所管課：子ども支援課〉

### 【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

### 【基本的認識】

就業形態の多様化により、長時間保育などの保育サービスの確保が求められています。

### 【量の見込み】

平成27～31年度の5か年間にわたる量の見込み等については、次のように想定します。

[単位：人]

項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	851	847	826	816	813
②確保内容	851	847	826	816	813
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

### 【確保内容】

今後も全ての認可保育所で継続して事業を実施していきます。

### 【取組の方向】

ニーズを的確に把握しながら、就業形態の多様化に対応していきます。



## (5) 一時預かり及び幼稚園の預かり保育

〈所管課：子ども支援課、学校教育課〉

### 【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

### 【基本的認識】

核家族化が進行するなか、共働きなどの家庭だけではなく、家庭で子育てをする保護者への支援も求められおり、一時預かり保育などの保育サービスの必要性が増しています。

### 【量の見込み】

平成27～31年度の5か年間にわたる量の見込み等については、次のように想定します。

#### (1) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園での預かり保育）

##### 幼稚園における在園児対象

[単位：人日／年間]

項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	792	778	750	749	749
②確保内容	0	0	750	749	749
③過不足 (②-①)	▲792	▲778	0	0	0

##### 2号認定における定期利用

[単位：人日／年間]

項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	32	31	30	30	30
②確保内容	0	0	30	30	30
③過不足 (②-①)	▲32	▲31	0	0	0

#### (2) 保育所等における一時預かり（一時預かり保育）

[単位：人日／年間]

項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	4,413	4,393	4,285	4,233	4,219
②確保内容	4,413	4,393	4,285	4,233	4,219
③過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

**【確保内容】**

幼稚園での預かり保育については、現在実施していませんが、平成29年度からの実施を目途に体制を整備し、認定こども園への移行等についても検討します。また、保育所での一時預かり保育については、今後も8箇所の認可保育所で継続して実施します。

**【取組の方向】**

現在の実施保育所での実施を維持しつつ、必要なニーズに対応できるよう保育士等の人的資源の確保に努めるとともに、今後のニーズの変化に応じて、実施場所等、柔軟に検討していきます。

**(6) 病児・病後児保育事業**

〈所管課：子ども支援課〉

**【事業概要】**

病気や病後の子どもについて、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

**【基本的認識】**

就労人口の減少により、女性の社会進出が求められるなか、保護者が安心して仕事をするために必要な事業であるため、実施体制の整備を進めていきます。

**【量の見込み】**

平成27～31年度の5か年間にわたる量の見込み等については、次のように想定します。

[単位：人日／年間]

項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	468	466	454	449	447
②確保内容	0	466	454	449	447
③過不足(②-①)	▲468	0	0	0	0

**【確保内容】**

病院等の専用施設での実施について検討を進め、できる限り早期に事業を実施します。

**【取組の方向】**

医療機関等との連携を強化し、早期の事業実施に努めます。

## (7) ファミリー・サポート・センター事業

〈所管課：子ども支援課〉

### 【事業概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を希望する保護者と、当該援助を行うことを希望する支援者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### 【基本的認識】

多様化する子育て支援ニーズに対応するため、地域住民による相互援助活動として位置づけ、子育てを地域全体で支える仕組みづくりを推進する必要があります。

また、子育て経験の豊富なサポーターから、子育て中の若い世代に対し、子育てに関する知識や方法を伝えていくことも重要な子育て支援であると考えます。

### 【量の見込み】

平成27～31年度の5か年間にわたる量の見込み等については、次のように想定します。

[単位：人日／年間]

項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1,389	1,365	1,344	1,325	1,302
②確保内容	1,389	1,365	1,344	1,325	1,302
③過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

### 【確保内容】

各年度の量の見込み数に応じ、今後も継続して事業を実施していきます。また、実施要綱の見直し等を行い、利用者負担の軽減等を考慮し、利用しやすい事業にしていきます。

### 【取組の方向】

- ・援助を行う者と援助を受けたい者を組織化し、安心して子育てができる環境づくりを目指します。
- ・サポート体制を充実し、緊急時や病児への対応の強化を推進していきます。

## (8) 放課後児童クラブ事業

〈所管課：生涯学習課〉

### 【事業概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

### 【基本的認識】

児童クラブのニーズも拡大傾向にあり、受入施設の充実が求められています。よって、行政組織の見直しを含め、受入体制の強化を行うことが必要となっています。

### 【量の見込み】

平成27～31年度の5か年間にわたる量の見込み等については、次のように想定します。

#### 低学年

[単位：人日]

項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	396	380	381	374	367
②確保内容	396	380	381	374	367
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

#### 高学年

[単位：人日]

項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	197	194	191	188	181
②確保内容	197	194	191	188	181
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

### 【確保内容】

低学年・高学年ともに、市内9児童館の定員（低学年400名、高学年200名）内で実施可能であるため、各年度の量の見込み数に応じ、今後も事業を継続していきます。

### 【取組の方向】

放課後児童クラブ事業の拡充を図るために、学校施設を利用した「放課後子ども教室」との一体的な事業の運営を目指し、「放課後子ども総合プラン」の推進を図ります。

## (9) 利用者支援事業

〈所管課：子ども支援課〉

### 【事業概要】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

### 【基本的認識】

個々の子育て家庭にとって、多様な施設や事業等の中からどれを利用するのが適当なのか自ら判断することは、必ずしも容易なことではありません。

そこで、利用者の個別ニーズを把握し、利用する側の視点に立ち、利用者にあった教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施する必要があります。

### 【量の見込み】

平成27～31年度の5か年間にわたる量の見込み等については、次のように想定します。

[単位：箇所]

項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	30	30	30	30	30
②確保内容	30	30	30	30	30
③過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

### 【確保内容】

各施設への子育て支援にかかる各種最新情報のとりまとめ・提供については、市内認可保育所(19園)・幼稚園(2園)及び児童館(9館)において、随時支援を実施します。

### 【取組の方向】

相談・助言業務にあたる職員との情報交換・研修等も、必要に応じて行っていきます。

**(10) 養育支援訪問事業**

〈所管課：子ども支援課〉

**【事業概要】**

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、その家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

**【基本的認識】**

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等により、子育てに対する不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭が増加しています。

そこで、育児・家事の援助又は保健師等の訪問により、具体的な養育に関する指導助言等を実施し、個々の家庭が抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る必要があります。

**【量の見込み】**

平成27～31年度の5か年間にわたる量の見込み等については、次のように想定します。

[単位：回／年間]

項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	134	134	133	131	129
②確保内容	134	134	133	131	129
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

**【確保内容】**

育児・家事支援等が必要な場合は、ファミリー・サポート・センター事業等、各種行政サービスとも連携し、支援を行います。

**【取組の方向】**

支援にあたっては、乳幼児全戸訪問事業や母子保健事業において、特に支援が必要であると判断した家庭、児童虐待等の立場から要保護児童のいる家庭において特に支援が必要であると判断した家庭について支援をするものとします。なお、支援の可否判定等については、母子保健担当及び児童福祉担当間で会議を開き判定するほか、支援内容や方法、スケジュール等を決定し、支援計画の作成を行います。

## (11) 子育て短期支援事業

〈所管課：子ども支援課〉

### 【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業））です。

### 【基本的認識】

核家族化の進展や地域の連帯感の希薄化により、「身近に頼る人がなく、様々な理由により一時的に児童を預けたい場合、預けることができない」という世帯が増加しています。

そこで、すべての子育て家庭を総合的に支援することで、子どもが健やかに育つ環境を整えることを目的とし、一定の理由がある場合に児童の預かりを行う子育て短期支援事業を実施し、子育ての負担軽減を図る必要があります。

### 【量の見込み】

平成27～31年度の5か年間にわたる量の見込み等については、次のように想定します。

[単位：人日／年間]

項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	67	67	67	67	67
②確保内容	67	67	67	67	67
③過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

### 【確保内容】

今後も継続して2施設（松本児童園・松本赤十字乳児院）への利用とし、各年度の量の見込み数に応じ、事業を実施します。また、県内の他の児童養護施設とも連携し、必要に応じ追加契約を行います。

### 【取組の方向】

利用にあたっては世帯状況や家庭環境について十分把握し、必要に応じて他の子育て支援サービスとも連携を図り、保護者及び児童への負担をできるだけ軽減できるよう配慮します。



## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

〈所管課：子ども支援課・学校教育課〉

### 【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

### 【確保内容】

国の動向に応じて助成を行っていきます。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

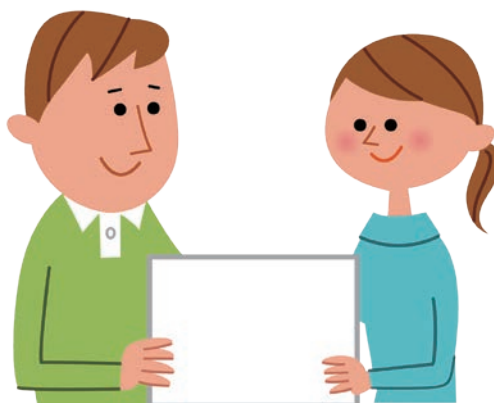
〈所管課：子ども支援課〉

### 【事業概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

### 【確保内容】

地域のニーズに即した保育等の事業を進めるため、事業者が円滑に事業を実施できるよう支援を行っていきます。



## 4

# 「子ども・子育て関連のその他事業」に関する方針等

前項までの「2. 幼児期の教育・保育について」及び「3. 地域子ども・子育て支援事業について」において掲げた事業のほか、子ども・子育て支援に関する多様な事業についても、既往計画である次世代育成支援行動計画における施策を継承するなど、取り組みを進めていきます。

### (1) 安全な妊娠・出産への支援

〈所管課：健康推進課〉

#### 【主要事業】

- 不妊治療費助成事業
- 妊産婦訪問事業
- 母子健康手帳の交付
- 松本地域出産・子育て安心ネットワーク
- マタニティマークの普及
- 両親学級

#### 【取組の方向】

- ① 地域の産科医療体制の確保
  - ・松本地域出産・子育て安心ネットワーク協議会等関係機関と連携し、安心して出産できるよう、地域の産科医療体制の確保を図ります。
- ② 母子保健サービスの充実
  - ・妊娠届出時に妊婦対象にアンケートを行い、妊娠、出産、育児に関する不安等を把握し、必要な場合は妊婦訪問、相談等を実施して、安心して出産できるよう支援するとともに、出産後の育児支援を継続します。
- ③ 不妊治療の支援
  - ・不妊治療費の助成を継続します。

## (2) 乳幼児と母親への健康支援

〈所管課：健康推進課〉

### 【主要事業】

- 乳児一般健康診査受診票の交付
- 母乳・育児相談
- 乳幼児健康診査・健康相談
- 乳幼児訪問指導
- 育児教室
- 親子歯科教室
- 遊びの教室
- 育児支援教室
- 双子の集い
- 食育推進事業
- フッ化物洗口
- 予防接種
- 夜間急病センター
- 休日在宅当番医制
- 未熟児養育医療給付事業

### 【取組の方向】

- ① 母子の健康保持と育児支援
  - ・乳幼児健康診査の受診促進及び健康相談、教室等への参加を進めます。
  - ・健康診査や育児相談、家庭訪問等により、育児支援を継続的に行います。
  - ・育児の孤立化をなくすため、各種教室や相談の機会を通じて母親同士の交流機会を充実します。
- ② 正しい生活習慣の習得
  - ・子育ての中で、規則正しい生活リズムの大切さについて周知するとともに、親と子の正しい生活習慣の習得を促します。
  - ・乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成を目指して、食育の充実を図ります。
- ③ 休日・夜間診療の確保
  - ・夜間急病センター、休日在宅当番医制、病院群輪番制による夜間休日診療の確保を図ります。

### (3) 学校教育の充実

〈所管課：学校教育課〉

#### 【主要事業】

- 小中学校への情報教育の推進
- 中学校職業体験学習
- スクールサポート事業
- 学校図書活動
- 総合的な学習の時間の活用
- 小中学校外国語指導助手の配置
- 学校における性教育の充実

#### 【取組の方向】

##### ① 豊かな学校教育の展開

- 地域性豊かな教育を展開するため、地域との連携、地域資源の活用による体験学習等の機会を充実します。
- 学校施設・設備の充実など教育環境の向上と学習内容の充実を図ります。
- 時代に対応した人材の育成を図るため、情報教育や国際化に対応した学習の充実を図ります。

##### ② 保健指導の充実

- 保健指導の充実を図り、性や性感染症に関する正しい知識の普及を図るとともに、喫煙、飲酒、薬物の乱用などの防止に向けた指導に努めます。
- 心や体の相談、カウンセリング体制の整備を進めます。



#### (4) 児童虐待への対応といじめ・不登校対策等の充実〈所管課：学校教育課・子ども支援課〉

##### 【主要事業】

- スクールカウンセラー派遣事業
- いじめ相談ホットラインの設置
- いじめ等対策委員会の運営
- 要保護児童対策地域協議会の運営
- 家庭児童相談室の設置
- 教育相談室・中間教室の設置
- 市不登校支援コーディネーターの配置

##### 【取組の方向】

- ① 児童虐待の予防と早期対応
  - 関係機関については、専門職種との連携強化が不可欠であるため、相互理解に基づく実質的な連携が行えるよう、また地域については相談・見守り役として、子どもと親の心のケアの強化を図ります。
- ② 虐待防止に向けた啓発
  - 子どもへの虐待が重大な人権侵害であることを深く認識するよう、市ホームページ等での広報活動を行うほか、出前講座での講演を通し、市民への啓発に努めます。
- ③ 不登校やいじめ、引きこもりなどの予防と早期対応
  - 不登校やいじめ、引きこもりなどの問題が発生しないよう、また早期に解決できるよう、学校や家庭・各関係機関との連携強化を図るとともに、児童・生徒・保護者に対する相談・指導の充実、相談しやすい環境づくりを促進します。

## (5) 家庭教育の充実と青少年の健全育成

〈所管課：生涯学習課〉

### 【主要事業】

- 家庭教育に関する啓発・支援
- 青少年リーダー養成事業
- 家庭教育講演会の開催
- スポーツ少年団支援
- 放課後子ども総合プラン推進事業
- 青少年センター事業
- 子ども会育成会支援
- 人権教育への取組
- 青少年体験事業

### 【取組の方向】

#### ① 家庭教育の充実

- ・保護者へのきめ細やかな家庭教育支援と地域全体で保護者を支えていく体制づくりを進めます。
- ・家庭教育に関する情報や学習機会の提供、子育て支援者や団体のネットワーク作りなどを行います。

#### ② 家庭や地域の教育力の向上

- ・学校と家庭・地域が連携した子ども・青少年の健全育成活動の充実を図ります。
- ・放課後や休日等に、子どもたちがのびのびと遊び、学べる場の環境整備、仲間づくりや世代間交流ができる機会の充実を図ります。
- ・地域の人材や自然等の資源を活かした学習環境の充実を図ります。
- ・地域と連携して子ども会などの子ども関係団体の活動を支援します。

#### ③ 多様な学習の展開

- ・子どもの発達段階に応じた多様な体験機会の提供を充実します。
- ・子どもたち自らが主体的に考え、企画、運営する学習機会を提供することにより、青少年のリーダー育成を支援します。
- ・スポーツ少年団の活動を支援し、子どもが運動をする機会の充実を図ります。

#### ④ 青少年センター事業の充実

- ・青少年センターを拠点として、青少年健全育成に向けた広報・啓発、相談、街頭巡回、社会環境浄化、青少年支援活動事業の充実を図ります。

#### ⑤ 子どもの権利の保護

- ・子どもの権利に関する市民への啓発を図るとともに、人権を守るための相談や人権保護活動を進めます。

## (6) 子どもの安全を守るまちづくり

〈所管課：学校教育課〉

### 【主要事業】

- 通学路危険か所の点検及びパトロール
- 防犯ブザーの配布
- 防犯教育の実施

### 【取組の方向】

子どもに対する交通安全教育や防犯教育の充実を図ります。また、パトロール活動など、子どもを犯罪や交通事故から守る地域活動の充実を促進するほか、子どもの防犯機器の普及や安全マップづくりの促進にも努めます。

## (7) 障がい児支援の充実

〈所管課：福祉課・子ども支援課〉

### 【主要事業】

- |             |            |
|-------------|------------|
| ○障がい児相談支援事業 | ○医療型児童発達支援 |
| ○地域生活支援事業   | ○福祉医療費給付   |
| ○児童発達支援     | ○特別児童扶養手当  |
| ○保育所等訪問支援   | ○障がい児福祉手当  |
| ○放課後等デイサービス |            |

### 【取組の方向】

- ① 障がいの早期発見と的確な対応
  - 発達障がいを含め、子どもの発育・発達や障がいに関する総合的な相談・指導を充実するとともに、円滑な支援につなげるための保健・福祉・教育の連携体制の強化を図ります。
- ② 障がいのある子どもをもつ世帯への支援
  - 障がい等に対応したケア・マネジメント体制の確立を図ります。
  - 障がい者（児）関連の国・県の制度に基づく支援サービスの円滑な提供を図るとともに、これと連携した市としての支援サービスの充実に努めます。
  - 障がいのある子どもとその世帯が地域で安心して暮らし続けることができるよう、福祉機関、当事者団体やボランティア団体、地域等との連携によるきめの細かい支援の充実を図ります。

③ 障がいのある子どもの教育・保育の充実

- 幼稚園や保育所、児童クラブにおける障がい児への支援について、人材の確保・育成等、特別支援教育の充実を図ります。

④ 障がい児関連施設の充実

- 障がいのある子どもの入所施設や通所施設の運営支援を図るとともに、サービス内容の充実を促進します。

**(8) 経済的支援の充実**

〈所管課：子ども支援課・福祉課・学校教育課〉

**【主要事業】**

- 児童手当
- 子育て応援手当
- 福祉医療費給付事業
- 就学援助費
- 特別支援教育就学奨励費

**【取組の方向】**

① 子育て世帯に対する経済的な支援の充実

- 子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、第3子以降の保育料等無料化や各種手当等の支援を進めます。
- 障がいのある子どもをもつ世帯に対する経済的な支援を進めます。
- 国等の政策と連携しながら、経済的な支援の充実を図ります。

② 医療費等の助成

- 子どもが安心して医療サービスを受けられるよう、医療費の助成を実施するとともに、対象年齢の拡大を行います。
- 就学に係る負担の軽減を図ります。



## (9) ひとり親家庭への支援

〈所管課：子ども支援課〉

### 【対象事業】

- 児童扶養手当
- 母子・父子及び寡婦福祉資金貸付制度
- 自立支援教育訓練給付金支援事業
- 高等技能訓練促進事業
- 母子家庭等日常生活支援事業

### 【取組の方向】

- ① ひとり親家庭の自立支援
  - 自立を支援するため、相談・指導の充実を図ります。
  - 生活安定を図るため、経済的な支援制度の利用を促進します。
- ② ひとり親家庭への生活支援
  - 生活支援を図るため、保育サービスの充実とともに、NPO や民間事業所による生活支援サービスの育成を図ります。



## 1 用語の説明

### ◆◆◆ 子ども・子育て支援新制度に関する用語集

	用 語	説 明
1	子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」 ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）
2	市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、全市町村が作成することになる。 (法第61条)
3	市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」をいう。
4	幼保連携型認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。 (認定こども園法第2条) ※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育をいう。この他に、認定子ども園の類型として「保育所型」「幼稚園型」「地方裁量型」がある。
5	子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援 (法第7条)
6	教育・保育施設	「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。 (法第7条)
7	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。 (法第11条)
8	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受けるとして私立幼稚園は含まれない。 (法第27条)

9	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。 (法第7条)
10	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。 (法第11条)
11	特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう。 (法第29条、第43条)
12	小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。 (法第7条)
13	家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。 (法第7条)
14	居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業 (法第7条)
15	事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。 (法第7条)
16	保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。 (法第19条) <b>【参考】 認定区分</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども</li> <li>・2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）</li> <li>・3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）</li> </ul>
17	「確認」制度	給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。 (法第31条) ※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事は市町村が行う。
18	地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。 (法第59条)

## 2 ニーズ調査結果

平成25年度に実施した子ども・子育てに関するニーズ調査の概要及び結果は以下のとおりです。

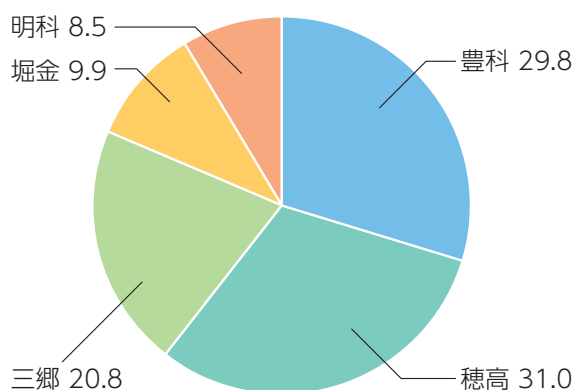
### ◆◆◆ 調査対象の母数と抽出方法、調査内容等

未就学児童調査	
調査対象者	市内に居住する、0～5歳までの就学前のお子さんの中から無作為に抽出。
調査期間	平成26年2月9日～2月24日
調査方法	郵送法（配布、回収）
配布件数	2,000件
有効回収件数	1,124件
有効回収率	56.2%

### ◆◆◆ 居住地区

	回答数	割合 (%)
豊科	335	29.8
穂高	348	31.0
三郷	234	20.8
堀金	111	9.9
明科	96	8.5
無回答	0	0.0
回答者総数 (%ベース)	1,124	100

お住まいの地域（総数1,124、単位%）

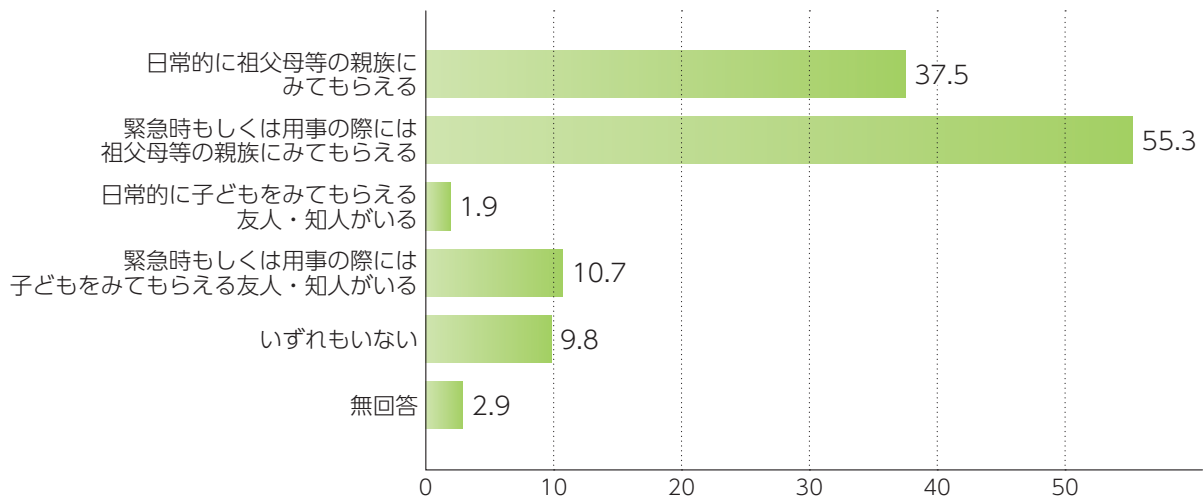


「穂高」が31.0%と最も多く、次いで「豊科」29.8%、「三郷」20.8%、「堀金」9.9%、「明科」8.5%となっています。これらは、地区の「0～14歳」人口の比率とほぼ等しくなっています。

### ◆◆◆ 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人の有無

	回答数	割合 (%)
日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	422	37.5
緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	622	55.3
日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる	21	1.9
緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる	120	10.7
いずれもない	110	9.8
無回答	33	2.9
回答者総数	1,124	100

お子さんをみてもらえる親族・知人の有無 (総数 1,124、複数回答、単位%)

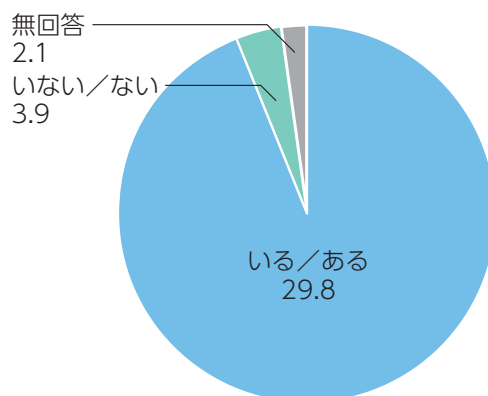


「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が55.3%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が37.5%で、合わせておよそ90%が「祖父母等の親族」に支援を期待できる状況です。一方、「いずれもない」が9.8% (110人) 見られます。

### ◆◆◆ 気軽に子育ての相談ができる人や場所の有無

	回答数	割合(%)
いる／ある	1,056	94.0
いない／ない	44	3.9
無回答	24	2.1
回答者総数 (%ベース)	1,124	100

子育てをする上で、  
気軽に相談できる人(又は場所)の有無  
(総数1,124、単位%)



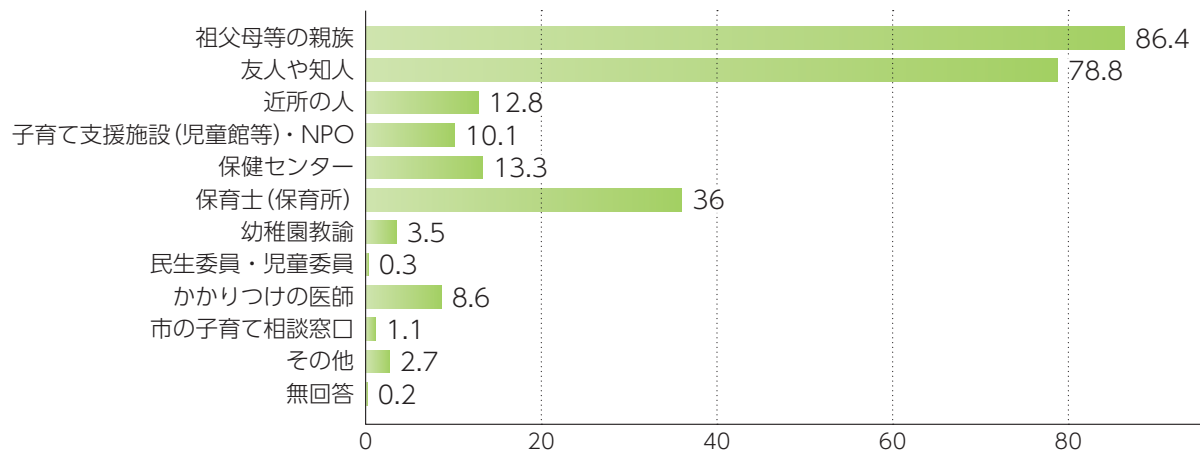
「いる／ある」が94.0%となっています。

### ◆◆◆ 子育ての相談先

	回答数	割合(%)
祖父母等の親族	912	86.4
友人や知人	832	78.8
近所の人	135	12.8
子育て支援施設(児童館等)・NPO	107	10.1
保健センター	140	13.3
保育士(保育所)	380	36.0
幼稚園教諭	37	3.5
民生委員・児童委員	3	0.3
かかりつけの医師	91	8.6
市の子育て相談窓口	12	1.1
その他	29	2.7
無回答	2	0.2
回答者総数 (%ベース)	1,056	100

「祖父母等の親族」が  
86.4%、「友人や知人」  
が78.8%と多く、次い  
で「保育士」36.0%と  
なっています。

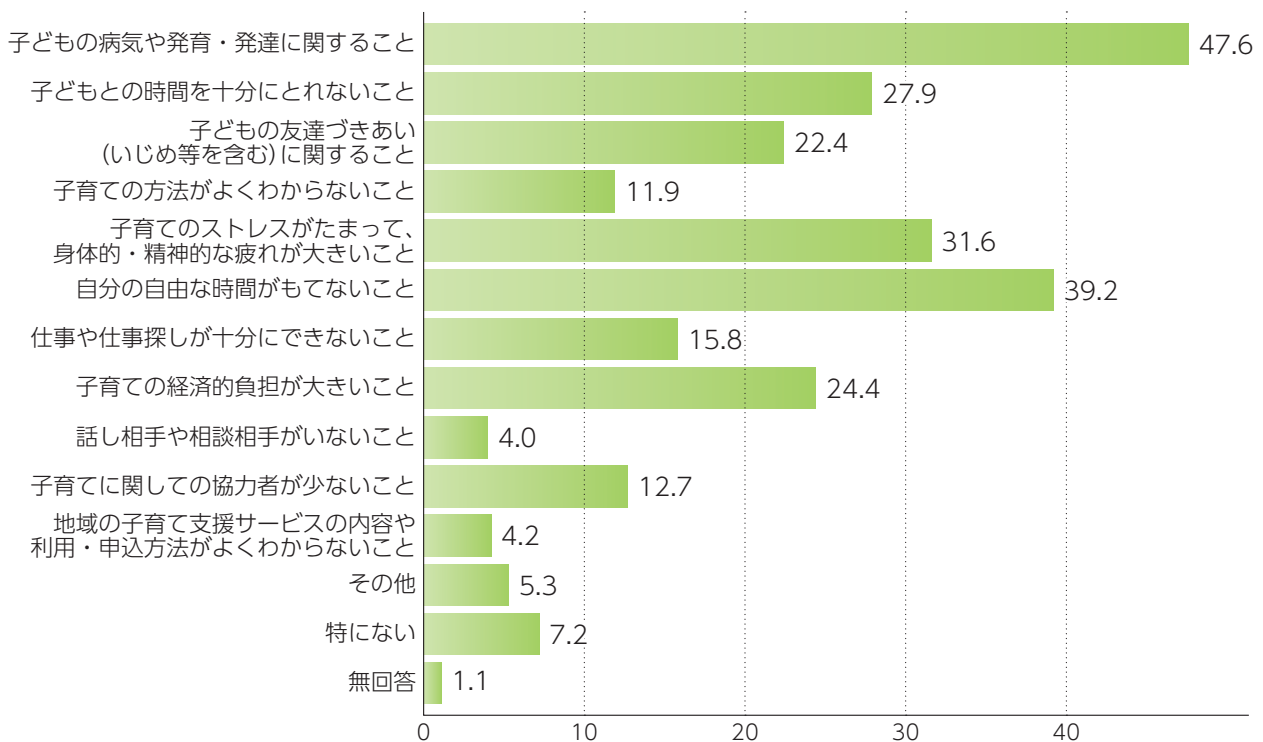
#### 子育てに関する相談先 (総数1,056、複数回答、単位%)



## ◆◆◆ 子育ての悩みや不安

回答数	割合(%)	割合(%)
子どもの病気や発育・発達に関すること	535	47.6
子どもとの時間を十分にとれないこと	314	27.9
子どもの友達つきあい（いじめ等を含む）に関すること	252	22.4
子育ての方法がよくわからないこと	134	11.9
子育てのストレスがたまって、身体的・精神的な疲れが大きいこと	355	31.6
自分の自由な時間がもてないこと	441	39.2
仕事や仕事探しが十分にできないこと	178	15.8
子育ての経済的負担が大きいこと	274	24.4
話し相手や相談相手がないこと	45	4.0
子育てに関しての協力者が少ないこと	143	12.7
地域の子育て支援サービスの内容や利用・申込方法がよくわからないこと	47	4.2
その他	60	5.3
特になし	81	7.2
無回答	12	1.1
回答者総数（%ベース）	1,124	100

子育ての悩みや不安（総数 1,124、複数回答、単位%）

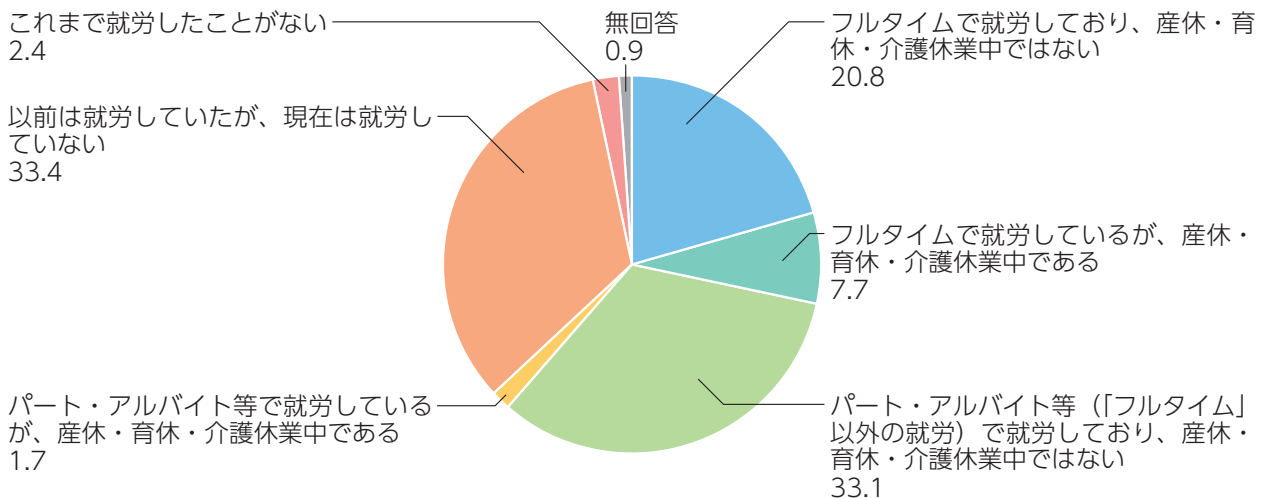


子育ての悩みや不安としては、「子どもの病気や発育・発達に関すること」が最も多く47.6%で約半数、次いで「自分の自由な時間がもてないこと」が39.2%、「子育てのストレスがたまって、身体的・精神的な疲れが大きいこと」が31.6%となっています。一方、「子育ての経済的負担が大きいこと」24.4%、「仕事や仕事探しが十分にできないこと」15.8%など家計の上での心配も決して少なくはありません。

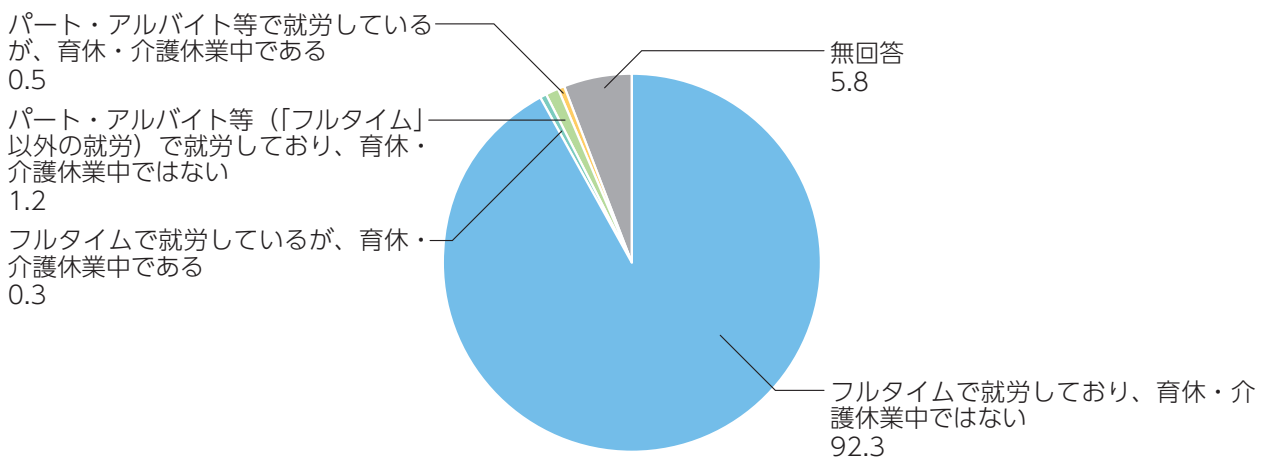
## ◆◆◆ 母親や父親の就労状況

	母親		父親	
	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)
フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労している	234	20.8	1,037	92.3
フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	87	7.7	3	0.3
パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労している	372	33.1	13	1.2
パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	19	1.7	0	0.0
以前は就労していたが、現在は就労していない	375	33.4	6	0.5
これまで就労したことがない	27	2.4	0	0.0
無回答	10	0.9	65	5.8
回答者総数（%ベース）	1,124	100	1,124	100

### 母親の就労状況（総数 1,124、単位%）



### 父親の就労状況（総数 1,124、単位%）



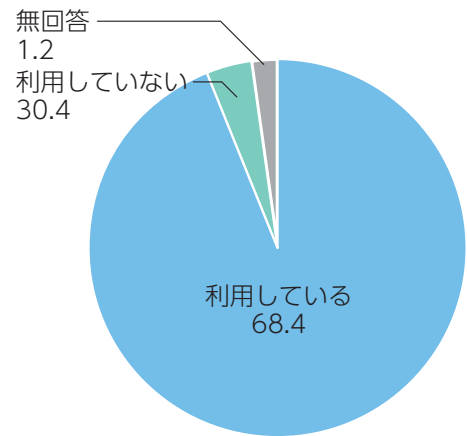


### ◆◆◆ 定期的な教育・保育事業の利用の有無

	回答数	割合(%)
利用している	769	68.4
利用していない	342	30.4
無回答	13	1.2
回答者総数 (%ベース)	1,124	100

「利用している」が68.4%です。「利用していない」も30.4%（342人）と一定割合を占めています。

幼稚園や保育所などの利用の有無  
(総数 1,124、単位%)



### ◆◆◆ 定期的にご利用している教育・保育事業

	回答数	割合(%)
幼稚園	49	6.4
幼稚園の預かり保育	1	0.1
認可保育所	673	87.5
認可外の保育施設	25	3.3
事業所内保育施設	13	1.7
認定こども園	1	0.1
小規模な保育施設	2	0.3
家庭的保育	2	0.3
居宅訪問型保育	1	0.1
ファミリー・サポート・センター	10	1.3
その他	5	0.7
無回答	3	0.4
回答者総数 (%ベース)	769	100

「認可保育所」が87.5%とほとんどを占めています。

### ◆◆◆ 子育て支援事業の認知状況

	A 知っている					
	はい		いいえ		無回答	
	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)
①母親（父親）学級、両親学級、育児学級	925	82.3	125	11.1	74	6.6
②保健センターの情報・相談事業	921	81.9	128	11.4	75	6.7
③家庭教育に関する学級・講座	355	31.6	714	63.5	55	4.9
④教育相談室	313	27.8	760	67.6	51	4.5
⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放	845	75.2	212	18.9	67	6.0
⑥子育ての総合相談窓口	491	43.7	579	51.5	54	4.8
⑦市発行の子育て支援情報誌	523	46.5	549	48.8	52	4.6

### ◆◆◆ 子育て支援事業の利用状況

	B これまで利用したことがある					
	はい		いいえ		無回答	
	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)
①母親（父親）学級、両親学級、育児学級	735	65.4	330	29.4	59	5.2
②保健センターの情報・相談事業	698	62.1	367	32.7	59	5.2
③家庭教育に関する学級・講座	157	14.0	857	76.2	110	9.8
④教育相談室	49	4.4	947	84.3	128	11.4
⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放	466	41.5	574	51.1	84	7.5
⑥子育ての総合相談窓口	70	6.2	939	83.5	115	10.2
⑦市発行の子育て支援情報誌	350	31.1	664	59.1	110	9.8

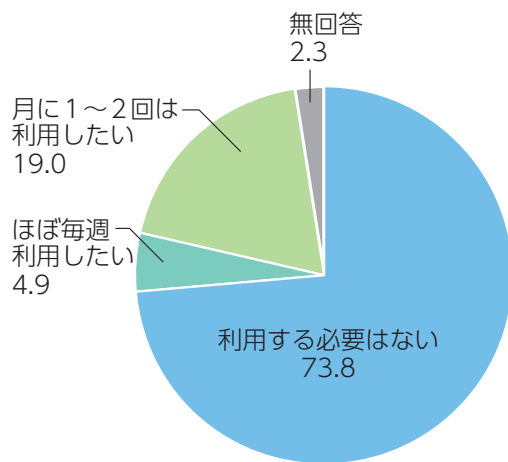
### ◆◆◆ 子育て支援事業の利用意向

	C 今後利用したい					
	はい		いいえ		無回答	
	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)
①母親（父親）学級、両親学級、育児学級	463	41.2	511	45.5	150	13.3
②保健センターの情報・相談事業	615	54.7	360	32.0	149	13.3
③家庭教育に関する学級・講座	497	44.2	493	43.9	134	11.9
④教育相談室	480	42.7	505	44.9	139	12.4
⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放	588	52.3	414	36.8	122	10.9
⑥子育ての総合相談窓口	516	45.9	477	42.4	131	11.7
⑦市発行の子育て支援情報誌	734	65.3	260	23.1	130	11.6

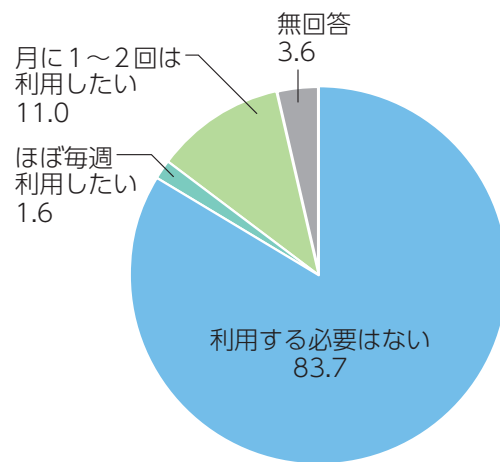
### ◆◆◆ 土日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望

	土曜日		日曜・祝日	
	回答数	割合 (%)	回答数	割合 (%)
利用する必要はない	830	73.8	941	83.7
ほぼ毎週利用したい	55	4.9	18	1.6
月に1～2回は利用したい	213	19.0	124	11.0
無回答	26	2.3	41	3.6
回答者総数 (%ベース)	1,124	100	1,124	100

土曜日の利用希望 (総数 1,124、単位%)



日曜・祝日の利用希望 (総数 1,124、単位%)



### 3 安曇野市子ども・子育て支援事業計画策定の経過

年月日	子ども・子育て会議	その他
平成26年2月7日～ 平成26年2月24日		ニーズ調査の実施
平成26年4月1日		子ども・子育て会議条例施行
平成26年6月10日	第1回子ども・子育て会議	
平成26年7月16日	第2回子ども・子育て会議	
平成26年8月20日	第3回子ども・子育て会議	
平成26年9月30日	第4回子ども・子育て会議	
平成26年12月10日～ 平成27年1月9日		パブリックコメントの実施
平成27年1月27日	第5回子ども・子育て会議	
平成27年2月中旬～ 平成27年3月末		計画書及び概要版作成
平成27年4月上旬（予定）		計画書概要版市内全戸配布

## 4 | 安曇野市子ども・子育て会議条例

### 安曇野市子ども・子育て会議条例

平成26年3月28日条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第3項の規定に基づき、安曇野市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の設置並びに組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 法第6条第2項に規定する保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 事業主及び労働者を代表する者
- (5) 公立・私立保育園を代表する者
- (6) 公立・私立幼稚園を代表する者
- (7) 認可外保育施設を代表する者
- (8) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員が互選する。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(関係者の出席等)

第7条 会長が、子ども・子育て会議の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員が互選する。

4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 前2条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、前2条中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、第6条第1項及び前条中「会長」とあるのは「部会長」と、第6条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初の子ども・子育て会議の会議は、市長が招集する。

(安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例の一部改正)

3 安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例（平成17年安曇野市条例第40号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

## 5 | 安曇野市子ども・子育て会議委員名簿

	選出対象機関	委員氏名	委員構成
1	PTA連合会	よしだ みほ 吉田 美穂	(法第6条第2項に規定する) 保護者
2	保育園保護者会	ながしま みき 長島 美樹	
3	主任児童委員	あらふか たつこ 荒深 たつ子	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
4	安曇野市社会福祉協議会	たかい やすこ 高井 康子	
5	校長会	しみず しょうじ 清水 祥二	
6	安曇野市商工会	まつしま ますこ 松島 益子	事業主を代表する者
7	安曇野地区労働者福祉協議会	きのした えいじ 木下 栄治	労働者を代表する者
8	公立保育園 園長会	もちづき けいこ 望月 恵子	公立保育園を代表する者
9	細萱保育園	まるやま たかこ 丸山 屹子	私立保育園を代表する者
10	穂高幼稚園	たなか ともこ 田中 智子	公立幼稚園を代表する者
11	豊科シオン幼稚園	まるやま ひみまひ 丸山 文雅	私立幼稚園を代表する者
12	響育の山里くじら雲	よだ けいこ 依田 敬子	認可外保育施設を代表する者
13		こばやし やすえ 古林 康江	学識経験のある者
14		やました かずき 山下 和希	公募による者
15		おおはま たかし 大浜 崇	

敬称略 順不同 (任期：平成26年6月10日から2年間)

---

## 安曇野市子ども・子育て支援事業計画

安曇野市福祉部 子ども支援課

〒399-8281 安曇野市豊科6000番地

Tel 0263-71-2000(代) Fax 0263-71-5000

---

平成27年3月発行